



山形県公報

平成17年3月31日(木)

号 外(14)

目 次

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則.....	(税 政 課) ... 1
山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則.....	(同) ...30
山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則.....	(同) ...32
山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則.....	(同) ...35

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第25号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第16条の3第7項又は第8項」を「第16条の3第8項又は第9項」に改める。

第41条の4第1項第3号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第41条の5第1項第4号中「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表1通則及び賦課徴収の項中

「徴収猶予

徴収猶予期間延長 申請書(1) 第30号様式 法第15条第1項、第2項及び第3項」を

「徴収猶予

徴収猶予期間延長 申請書(1) 第30号様式 法第15条第1項、第2項及び第3項 に

法人事業税徴収猶予

徴収猶予期間延長 申請書 第30号の2様式 法第72条の38の2」

、同項中

「徴収(換価)猶予

徴収(換価)猶予期通知書(1) 第33号様式 法第15条第4項及び法第15条の5第3項 を

「徴収(換価)猶予

徴収(換価)猶予期通知書(1) 第33号様式 法第15条第4項及び法第15条の5第3項 に

法人事業税徴収猶予

徴収猶予期間延長 通知書 第33号の2様式 法第72条の38の2」

改める。

別記第2号様式(裏)中

「この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に対して審査請求をすることができます。 を

なお、審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」

「この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第2号の2様式中

「この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に対して審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書は、なるべく左記の総合支庁長を経由して提出してください。」

「この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく左記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第5号様式(裏)中

「この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に対して審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書は、なるべく表記の自動車税事務所長を経由して提出してください。」

「この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の自動車税事務所長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第5号の2様式及び別記第5号の3様式中

「この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に対して審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書は、なるべく左記の自動車税事務所長を経由して提出してください。」

「この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく左記の自動車税事務所長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第14号様式中

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。」

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第14号の2様式を次のように改める。

第14号の2様式

年度 自動車税賦課取消・減額通知書

納税者

住(居)所又は所在地

氏名又は名称

様

取消・減額の内訳		
登録番号		
区分	課税月数	税額
当初の賦課額		円
取消・減額後の賦課額		円
取消・減額した額		円
取消・減額の事由、発生日		

上記のとおり取消・減額しましたので通知します。

なお、当初の賦課額をまだ納めていない場合は、取消・減額後の賦課額(未納額)を速やかに納めてください。

この処分について不服がある場合の救済方法については裏面をご覧ください。

年 月 日

山形県自動車税事務所長 印

(注) あらかじめ納付したことが確認できる場合は、この様式中「なお、当初の賦課額をまだ納めていない場合は、取消・減額後の賦課額(未納額)を速やかに納めてください。」の部分を削除することができるものとする。

(裏面)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく表記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求を行つた日から3箇月を経過しても判決がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第16号様式中

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく下記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第16号の2様式中

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に対して審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書は、なるべく左記の自動車税事務所長を経由して提出してください。」

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく左記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第16号の3様式及び別記第19号様式中

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第20号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく、上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第20号の2様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく、上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第21号様式(裏)中

「下記の金額の納付(納入)については、さきに納付(納入)通知書で通知しましたがまだ納付(納入)がありませんので、地方税法第 条第 項の規定によつて督促します。なお、この処分に不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく、上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

「下記の金額の納付(納入)については、さきに納付(納入)通知書で通知しましたがまだ納付(納入)がありませんので、地方税法第 条第 項の規定によつて督促します。

この処分に不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁
決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第21号の2様式中

「この処分に不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査
請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査
請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。
処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して
6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。」

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することは
できませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取
消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。
処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁
決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第22号様式中

「この処分に不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査
請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査
請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。
処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して
6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。」

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することは
できませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取
消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。
処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁
決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第24号様式及び別記第25号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審
査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審
査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。
処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して
6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。」

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することは
できませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取
消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁
決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第28号様式中

「あなたと下記滞納者間の譲渡担保財産から、滞納徴収金を下記のとおり徴収することになりましたので直
ちに納付(納入)されるよう地方税法第14条の18第2項の規定によつて告知します。」

この告知に不服がある場合は、この告知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審
査請求をすることができます。なお、この告知書を発した日から10日を経過した日までに納めないときは、
あなたを第二次納税義務者とみなし、下記財産について滞納処分をすることになります。」

「あなたと下記滞納者間の譲渡担保財産から、滞納徴収金を下記のとおり徴収することになりましたので直
ちに納付(納入)されるよう地方税法第14条の18第2項の規定によつて告知します。なお、この告知書を発

した日から10日を経過した日までに納めないときは、あなたを第二次納税義務者とみなし、下記財産について滞納処分をすることになります。

この告知に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第30号様式を次のように改める。

第30号様式

受付印

徴収猶予 申請書
徴収猶予期間延長

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

納税者又は特別徴収義務者
住(居)所、所在地
氏名、名称
電話番号

印

下記のとおり 徴収猶予 徴収猶予期間延長 を申請します。

徴収猶予(徴収猶予期間延長)を受けようとする金額

年度	期・月	納期限	税目	税額	延滞金額	加算金額		滞納処分費	計
		・		円	円	円		円	円
		・							
		・							
		・							

合

計

徴収猶予を受けようとする期間

年 月 日から
年 月 日まで

すでに徴収猶予を受けた期間

年 月 日から
年 月 日まで

適用条項

地方税法第 条の の 第 項 第 号

徴収猶予を受けようとする理由

担保の有無

回数

年月日

税額

延滞金額

摘要

有・無
(無の場合の理由)

納付計画

1

・

円

円

2

・

3

・

差押解除の請求

4

・

有・無
(有の場合の理由)

5

・

合

計

別記第30号様式の次に次の1様式を加える。

第30号の2様式

処理事項	発信年月日		法人番号
	通信日付印	確認印	

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> 受付印	法人事業税	徴収猶予 徴収猶予期間延長	申請書	
山形県何総合支庁長 殿		年 月 日 申請法人所在地 法人名 代表者氏名 電話番号		
下記のとおり 徴収猶予 徴収猶予期間延長 を申請します。				
事業年度	自 至	年 月 日 年 月 日	申告区分	
税 額	付加価値割額		資本割額	
申告税額			確定・中間 合計額	
上記税額のうち徴収猶予を受けようとする税額				
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		すでに徴収猶予を受けた期間 年 月 日から 年 月 日まで	
適用条項	地方税法第72条の38の2第 項 第 号			
徴収猶予を受けようとする理由				
担保の有無	回数	納付予定		
有・無 (無の場合の理由)		年月日	税 額	
		延滞金額	摘要	
	1	. .	円	円
	2	. .		
	3	. .		
	4	. .		
	5	. .		
	6	. .		
	7	. .		
	8	. .		
	9	. .		
10	. .			
	合 計			

(注)1 この様式は、地方税法第72条の38の2の規定によつて徴収猶予の申請をする場合に用いてください。
 2 この申請書は、関係帳簿等を添付するとともに、当該事業税の申告書と併せて提出してください。

別記第33号様式を次のように改める。

第33号様式

徴 収（換価）猶 予 徴収（換価）猶予期間延長 通知書									
納税者又は特別徴収義務者 住（居）所、所在地 氏名、名称								第 号 年 月 日	
様								山形県何総合支庁長 氏 名 印	
<p>このことについて、下記のとおり徴収（換価）猶予・徴収（換価）猶予期間延長の決定をしましたから、納付（入）計画によつて確実に納付（入）して下さい。</p> <p>この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>									
年度	期・月	納期限	税目	税額	延滞金額	加算金額		滞納処分費	計
		. .		円	円	円		円	円
		. .							
		. .							
		. .							
合 計									
徴収（換価）猶予をする期間			年 月 日から 年 月 日まで		すでに徴収（換価） 猶予をした期間		年 月 日から 年 月 日まで		
適 用 条 項			地方税法第 条の の 第 項 第 号						
延滞金額を免除する 期間及び金額			年 月 日 から 年 月 日 まで		の期間に対応する延滞金の (2分の1 ・ 全額)				
担 保 の 有 無			納 付 予 定				摘 要		
			回数	年月日	税 額	延滞金額			
有・無 (無の場合の理由)			1	. .	円	円			
			2	. .					
			3	. .					
			4	. .					
			5	. .					
			合 計						

別記第33号様式の次に次の1様式を加える。

第33号の2様式

法人事業税 徴収猶予 通知書 徴収猶予期間延長				
申請法人所在地 法人名 代表者氏名			第 号 年 月 日	
殿			山形県何総合支庁長 氏 名 印	
このことについて、下記のとおり徴収猶予・徴収猶予期間延長の決定をしましたから、納付計画によつて確実に納付して下さい。				
この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を經由して提出してください。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次からまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				
税 額	付加価値割額	資本割額	合 計 額	
徴収猶予をする税額				
徴収猶予をする期間	年 月 日から 年 月 日まで	すでに徴収猶予を した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
適 用 条 項	地方税法第72条の38の2第 項 第 号			
延滞金額を免除する 期間及び金額	年 月 日 から の期間に対応する延滞金の 年 月 日 まで (2分の1 ・ 全額)			
担 保 の 有 無 有・無 (無の場合の理由)	回	納 付 予 定		摘 要
	数	年月日	税 額	延滞金額
	1	・ ・	円	円
	2	・ ・		
	3	・ ・		
	4	・ ・		
	5	・ ・		
	6	・ ・		
	7	・ ・		
	8	・ ・		
	9	・ ・		
10	・ ・			
	合 計			

別記第34号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することにはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「徴収猶予する」を「徴収を猶予する」に改める。

別記第36号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することにはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第39号様式及び別記第41号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することにはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第42号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することにはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他裁

決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第43号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。」を

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」に

改める。

別記第53号様式中

「この処分に不服がある場合は、この請求書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」を

「この処分に不服がある場合は、この請求書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」に

改める。

別記第57号様式(表)中

「この処分に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」を

「この処分について不服がある場合の救済方法については、裏面をご覧ください。」に

改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

担保提供のため、提出を必要とする書類は次のとおりです。

1 国債、地方債及び社債その他の有価証券の場合

供託所において供託手続を行つて供託官吏から交付を受けた供託書正本(供託所は、法務局又はその支局若しくは出張所です。)

2 登録国債及び社債等登録法の規定により登録した社債等の場合

(1) 国債登録簿に登録した国債については、国債事務取扱店(日本銀行の本店、支店及びその代理店)において国債登録簿に担保権設定の登録を行つて交付を受けた登録済通知書

(2) 社債等登録法の規定により登録した社債、地方債、その他の債券については、登録機関において担保権の登録を行つて交付を受けた登録済証

3 不動産等の場合

(1) 抵当権設定登記(登録)承諾書

(2) 印鑑証明書

(3) 財団等については、その目録

(4) 保険に付してある財産については、保険金受取人指定承認の裏書ある保険証書

4 知事が確実と認める保証人の保証の場合

(1) 保証人の納税保証書

(2) 印鑑証明書

(3) 保証人が法人であるときは、その法人の登記事項証明書

(注)

この処分に不服がある場合は、この命令書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第57号の2様式中

「 この処分に不服がある場合は、この命令書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。 」を

「 この処分に不服がある場合の救済方法については、裏面をご覧ください。 」に改める。

別記第57号の5様式、別記第58号様式及び別記第60号様式中

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。 」を

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。 」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することは に

できませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第61号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立て又は審査請求をすることができます。」を

「(この処分に不服がある場合の救済方法については、裏面をご覧ください。)」に

改め、同様式を同様式(表)とし、同様式に(裏)として次のように加える。

(裏)

審査請求及び処分の取消しの訴えについて

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 異議申立て及び処分の取消しの訴えについて教示する場合、この様式中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「審査請求書」とあるのは「異議申立書」と、「裁決」とあるのは「決定」と書き換えるものとする。

別記第61号の2様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」を

「この処分に不服がある場合の救済方法については、裏面をご覧ください。」に

改め、同様式を同様式(表)とし、同様式に(裏)として次のように加える。

(裏)

(注) 別記第14号の2様式の(裏)の事項を記載すること。

別記第61号の3様式を次のように改める。

第61号の3様式

自動車税充当通知書

納税者

住(居)所又は所在地
氏名又は名称

様

下記の通り充当しましたので通知します。

過誤発生自動車	登録番号	年度	過誤納金額	本税	延滞金	合計
	年月日	年月日	年月日	年月日	充当金額	合計

充当内訳	充当先	充当金内訳	充当後未納額
	登録番号	延滞金 本税 延滞金	本税 延滞金
	年度	円	円

年月日

差引過誤
納金額
(還付額)

山形県自動車税事務所長 印

この通知書は、あなたの納められた自動車税が納め過ぎとなり、その納め過ぎた部分を他の自動車税の未納分に充てたことをお知らせするものです。

なお、未納分に充てた後、まだお返しすべき金額()がある場合は、別途還付通知書によつてお返しします。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく左記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するとき、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁判がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第64号様式(表)中

「氏名を「氏名又は名称
名称」及び代表者氏名」に改める。

別記第73号様式中

「4 この通知書の送達前に金融機関に完納された場合であつても、金融機関から当所への通知に日時を要するため、行き違いにこの通知書が送付されることがありますから、御了承ください。」を

「4 この通知書の送達前に金融機関に完納された場合であつても、金融機関から当所への通知に日時を要するため、行き違いにこの通知書が送付されることがありますから、御了承ください。」

(注意)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。」に

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改め、同様式の注書を削る。

別記第73号の2様式(裏)中

「延滞金は、税と同時に納めてください。」を

「延滞金は、税と同時に納めてください。」

(注意)

この処分不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。」に

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第77号の3様式を次のように改める。

第77号の3様式

自動車税納税証明書
(継続検査用)納税者
住(居)所又は所在地
氏名又は名称

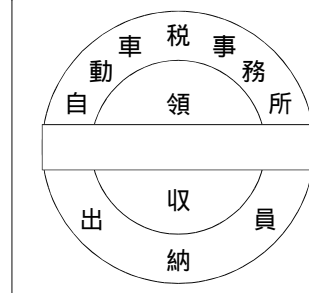
様

登録番号

この証明書は、あなたが昨年新規登録をされたときに納められた自動車税の納税証明書です。
車検のときに必要になりますから車検証と一緒に保存しておいてください。

本書の有効期限

年 月 日

山形県
自動車税事務所長証 明 印
(領収済日付印)

別記第80号様式中

- 「 なお、この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」
- 「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を經由して提出してください。処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第85号様式を次のように改める。

第85号様式

領 収 証 書 等 修 正 通 知 書

納税者又は特別徴収義務者の

住(居)所・所在地

氏 名・名 称

修正前 (領収証書)	年度			税目	税	
	期 日	税 額	延滞金	加算金	計	
	.	円	円	円	円	
修 正 後	年度			税目	税	
	期 日	税 額	延滞金	加算金	計	
	.	円	円	円	円	
	.					
	.					
	.					
	.					
	計					
	収納 区分	金融機関 出 納 員	原付 番号		収 納 年月日	.
修正 理由				整 理 番 号		

この通知書は、領収証書とともに大切に保存してください。

修正通知年月日	あなたが 年 月 日納付（入）した県税に係る領収証書 の一部を上記のとおり修正しましたので通知します。（別紙注意書 きもご覧ください）
・	
修正年月日	
・	
山形県何総合支庁出納員	
氏 名 印	

（注意）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく別紙通知書に記載された総合支庁の長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第86号様式（裏）中

- 「 1 この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立て又は審査請求をすることができます。」
- 「 1 この督促に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。
- 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。
- また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改め、同様式（裏）の注書を次のように改める。

（注）滞納税目が、利子等に係る県民税又は県たばこ税の場合は、この督促についての注意欄を

- 1 この督促に不服がある場合は、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。
 処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。
 また、処分の取消しの訴えは、処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 この督促状発付の日後納付（納入）がない場合、この徴収金は、貴社の事務所等の所在地を所管する総合支庁に徴収の引継ぎを行いますから通知します。
- 3 督促状発付日から起算して11日目までに完納しないときは、滞納処分（財産差押等）を受けることになります。

と書き換えるものとする。

別記第86号の2様式（裏）中

- 「 1 この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。 」
- 「 1 この督促に不服がある場合は、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。
 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。
 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

改める。

別記第87号様式（裏）の注書第1項を次のように改める。

- 1 この督促に不服がある場合は、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の自動車税事務所長を経由して提出してください。
 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。
 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第88号様式中

- 「 この処分について不服がある場合は、この決定書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。 」
- 過料金額 円 」
- 「 過料金額 円
- 注意

この処分に不服がある場合は、この決定書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算

して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

第94号様式(裏)中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく表面の総合支庁長を経由して提出してください。

「この処分に不服がある場合は、この決定書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表面の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

第96号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第98号の3様式(裏)の注書第4項、別記第98号の4様式(裏)の注書第4項及び別記第98号の5様式(裏)の注書第3項中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第99号様式の注書第3項口中「登記簿謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第103号様式の注書第 4 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 当該住宅の登記事項証明書の写し又は当該住宅が地方税法施行令第37条の18本文の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

ただし、当該住宅が昭和56年12月31日以前に新築されたものである場合は、上記に加え地方税法施行令第37条の18第 3 号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

別記第103号様式の注書第 5 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 当該土地の上にある住宅の登記事項証明書の写し又は当該住宅が地方税法施行令第37条の18本文の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

ただし、当該住宅が昭和56年12月31日以前に新築されたものである場合は、上記に加え地方税法施行令第37条の18第 3 号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

別記第106号の 2 様式の注書第 1 号を次のように改める。

- (1) 当該住宅の登記事項証明書の写し又は当該住宅が地方税法施行令第37条の18本文の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

ただし、当該住宅が昭和56年12月31日以前に新築されたものである場合は、上記に加え地方税法施行令第37条の18第 3 号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

別記第107号様式の注書第 1 項第 1 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同注書第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 当該土地の上にある住宅の登記事項証明書の写し又は当該住宅が地方税法施行令第37条の18本文の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

ただし、当該住宅が昭和56年12月31日以前に新築されたものである場合は、上記に加え地方税法施行令第37条の18第 3 号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

別記第107号の 2 様式の注書第 1 項第 1 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同注書第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 当該土地の上にある住宅の登記事項証明書の写し又は当該住宅が地方税法施行令第37条の18本文の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

ただし、当該住宅が昭和56年12月31日以前に新築されたものである場合は、上記に加え地方税法施行令第37条の18第 3 号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

別記第111号様式中

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第112号の 4 様式中

「 なお、この処分に不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。」

削り、

「

製造たばこの品目	採 取 数 量	摘 要

を

製造たばこの品目	採取数量	摘要

に

注意

- この処分不服がある場合は、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、この書面を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。ただし、1により異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改める。

別記第112号の6様式中

「なお、この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。」

「この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第113号様式に次の注書を加える。

(注) この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を經由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第114号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「（注意）

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。
- 2 処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。
ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

改める。

別記第122号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第123号様式（裏）中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第161号の2様式中

「（なお、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。）」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取

消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記様式第161号の3様式中

「なお、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

「この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第161号の7様式中

「なお、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

「この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記163号の5様式中

「年 月 日付けで申告があつた自動車税の第二次納税義務に係る納付義務を下記のとおり免除しましたから通知します。

「年 月 日付けで申告があつた自動車税の第二次納税義務に係る納付義務を下記のとおり免除しましたから通知します。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第163号の6様式中

「なお、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第164号の5様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第164号の10様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の自動車税事務所長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

別記第171号の2様式、別記第171号の4様式、別記第171号の5様式及び別記第173号の2様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

「(注意)

1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

2 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の

送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」
改める。

別記第183号様式中

「この決定に不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第184号様式及び別記第185号様式中

「なお、承認しないことに不服がある場合は、この書面を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「なお、承認しないことに不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく下記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第188号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第12条、第41条の4第1項第3号、第41条の5第1項第4号、別記第99号様式、別記第103号様式、別記第106号様式の2、別記第107号様式及び別記第107号の2様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第26号

山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則

山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例施行規則（昭和38年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式

法人事業税課税免除決定通知書

第 年 月 日 号

申請法人
所在地
法人名
代表者氏名 様

山形県何総合支庁長 氏 名 印

年 月 日付けで申請ありました法人事業税の課税免除について下記のとおり決定しましたから、山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次からまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

区 分	免 除 前			免 除			免 除 後			
	課 標 準 額	税 率	税 額	課 標 準 額	税 率	税 額	課 標 準 額	税 率	税 額	
課 税 免 除 額	修正・更正後の額	円	%	円	円	%	円	円	%	円
	計									
	修正・更正前の額									
差 引 納 付 額	計									
	課 税 免 除 に 係 る 課 税 標 準 額						課 税 免 除 額			円
事 業 年 度	課 税 免 除 決 議 年 月 日			こ の 設 備 の 従 業 者 数			摘 要			
	課 税 免 除 申 請 受 理 日			県 内 の 事 業 所 等 の 従 業 者						

別記第8号様式中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 改正前の山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例施行規則により作成した用紙で改正後の山形県低開発地域工業開発地区県税課税免除条例施行規則に相当規定のあるものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第27号

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則（昭和47年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

「 租税特別措置法第11条、第12条、第43条、第45条又は第52条の3の規定による特別償却又は特別償却準備金の積立てを行う予定の有無及びその区分 」

「 租税特別措置法第11条、第43条、所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。）附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされている平成16年改正法による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第12条、に、第45条又は租税特別措置法第52条の3の規定による特別償却又は特別償却準備金の積立てを行う予定の有無及びその区分 」

「第12条又は第45条の規定による特別償却」を「旧租税特別措置法第12条又は第45条の規定による特別償却」に改め、同様式の注書中「（租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定による設備）」を「（旧租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定による設備）」に改める。

別記様式第5号中

「〔 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対し て審査請求をすることができます。 〕」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他裁

決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
改める。
別記様式第6号を次のように改める。

」

様式第6号

法人事業税課税免除決定通知書

第 号
年 月 日

申請法人
所在地
法人名
代表者氏名 様

山形県何総合支庁長 氏 名 印

年 月 日付けで申請ありました法人事業税の課税免除について下記のとおり決定しましたから、山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次のからまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

区 分	免 除 前				免 除				免 除 後			
	課 標 準	税 額	税 率	税 額	課 標 準	税 額	税 率	税 額	課 標 準	税 額	税 率	税 額
		円	%	円		円	%	円		円	%	円
修正・更正後の額												
	計											
修正・更正前の額												
	計											
差引納付額												
	計											
課税免除に係る課税標準額												円
事業年度	課税免除決議年月日			この設備の従業者数				摘要				
	課税免除申請受理日			県内の事業所等の従業者								

別記様式第7号中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則により作成した用紙で改正後の山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則に相当規定のあるものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第28号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則(平成12年7月県規則第110号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号

法人事業税課税免除決定通知書

第 号
年 月 日

申請法人
所在地
法人名
代表者氏名 様

山形県何総合支庁長 氏 名 印

年 月 日付けで申請ありました法人事業税の課税免除について下記のとおり決定しましたが、山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次のからまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

区 分	免 除 前				免 除				免 除 後			
	課 標 準	税 額	税 率	税 額	課 標 準	税 額	税 率	税 額	課 標 準	税 額	税 率	税 額
		円	%	円		円	%	円		円	%	円
課 税 免 除 額	修正・更正後の額											
	計											
	修正・更正前の額											
計												
差 引 納 付 額												
	計											
	課 税 免 除 に 係 る 課 税 標 準 額											円
事 業 年 度	課 税 免 除 決 議 年 月 日			こ の 設 備 の 従 業 者 数				摘 要				
	課 税 免 除 申 請 受 理 日			県 内 の 事 業 所 等 の 従 業 者								

別記様式第8号中

- 「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」
- 「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。
- また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 改正前の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則により作成した用紙で改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則に相当規定のあるものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

平成17年3月31日印刷
平成17年3月31日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056